

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条第3項
処 分 の 概 要：銃砲等の所持許可の取消し
原権者（委任先）：静岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第11条第3項
処 分 基 準： 当該人命救助等に従事する者の所持に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：所持者の住所地を管轄する警察署生活安全課（係）
備 考：